

抗原簡易キット配布申込のご案内

(抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業)

松本市健康づくり課

新型コロナウイルス感染症を早期に感染を発見するためには、症状がある場合に速やかに医療機関を受診することが基本ですが、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図るため、抗原簡易キットを配布します。

1 目的

発熱などの症状がある際には、医療機関への受診をお願いしておりますが、軽症時などは受診に迷い、受診遅れとなる場合もあります。このような場面を想定し、少しでも体調が悪い場合に気軽に検査ができるよう、各家庭において抗原簡易キットを積極的に活用していただき、感染の早期発見、通勤や通学を控える等の行動変容、医療機関受診行動の促進を図ります。

2 配布対象者

松本市に居住し、感染の心配があり、配布を希望する方（現状、症状がない方）

3 抗原簡易キットの使用場面

微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合

※風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください

※新型コロナウイルス感染症の症状は個人差があり、その他にも、咳、息切れ、筋肉痛、頭痛、下痢、吐き気、嗅覚・味覚異常などの症状が出る場合もあります

※無症状の場合は使用できません（感染していても結果が陰性となる可能性が高いため）

4 抗原簡易キット配布の申込方法

抗原簡易キットの配布を希望する場合は、インターネットから申請を受付ます。

○申込書先：松本市ホームページ「抗原簡易キットの配付について」から申請

○申込開始日：令和3年9月17日（金）

※定員に達成次第、予約が終了することもあります。

5 抗原簡易キットの配布について

○配布場所：市役所東庁舎1階、南部保健センター、西部保健センター

○配布日時：9月25日（土）、26日（日）、10月2日（土）、3日（日）
午前9時から12時

○配布方法：受付で本人確認をし、説明のうえキットを配布

6 抗原簡易キットの使用法

- 各自、家庭において、綿棒で鼻腔をぬぐって検体を採取し、配布する抗原簡易キットで検査を行います。
- 抗原簡易キットの使用までの間は、反応力セットの入ったアルミ袋は開封せず、直射日光を避け、1～30℃で保管してください。また、幼児の手の届かない場所に保管してください。
- 使用にあたっては、必ず、抗原簡易キットと一緒にお渡しするチラシ「抗原簡易キットの使用法」及びメーカーのホームページに掲載されている使用法の動画を確認し、正しい方法で検体採取、検査を実施してください。
- 使用済みの抗原簡易キットは、ビニール袋に入れた上で、「燃えるゴミ」として処分してください。（■各市町村の処分のルールにより、適宜記載を変更してください）

7 注意事項

- ① 今回配布する抗原簡易キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省が承認したもので、発症から9日目までは有用とされていますので、微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合に使用してください。
- ② 無症状の方は使用できません（感染していても結果が陰性となる可能性が高いため）。
- ③ 風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ④ ウイルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合等には、偽陽性（実際は感染していないが陽性となる）や、偽陰性（実際は感染しているが陰性となる）が発生することがありますので、抗原簡易キットの結果のみで感染の有無を判断することはできません。
- ⑤ 陽性の場合は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話で相談したうえで受診してください。受診する医療機関がわからない場合は、受診・相談センター（保健所）へ相談してください。
- ⑥ 陰性であっても、偽陰性の可能性を考慮し、検査当日は通勤・通学は控え、自宅での待機をお願いします。症状が続いたり強くなってきた場合は、速やかに医療機関を受診してください。なお、抗原簡易キットがもう一つある場合は、翌日に再度検査手順を確認して検査を実施してください。
- ⑦ 検査結果が得られなかった場合（判定不能等）、抗原簡易キットがもう一つある場合は再度検査をお願いします。再度の検査でも判定不能になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ⑧ 簡易検査キットの使用はあくまで自主的判断であり、検査や結果によって生じた損害については自己責任で対処してください。
- ⑨ 法律に違反するおそれがありますので、抗原簡易キットを希望者本人以外の者に譲り渡したり（無償も含む）使用させたりしないでください。

8 使用実績の報告

検査を実施した場合、メールで健康づくり課（kenkoka@city.matsumoto.lg.jp）まで報告をお願いします。※報告内容：使用数、結果、陽性の場合は陽性者の氏名・生年月日

9 問い合わせ先

松本市保健所 健康づくり課 （平日午前8時30分～午後5時まで）
電話：0263-34-3217 FAX：0263-39-2523
電子メール：kenkoka@city.matsumoto.lg.jp